

吹田市情報発信プラザ運営等業務に関する 公募型プロポーザル参加者募集要項

令和3年6月9日

吹田市 都市魅力部 シティプロモーション推進室

1 業務の基本情報

(1) 業務名称

吹田市情報発信プラザ運営等業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

吹田市情報発信プラザ運営等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和3年11月1日から令和6年10月31日まで

(4) 提案限度額

73,241,300円（税込み）

（内訳）

| 期間 | 金額（税込み） |
|------------------------|-------------|
| 令和3年11月1日から令和4年3月31日まで | 11,277,200円 |
| 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで | 23,631,300円 |
| 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで | 23,631,300円 |
| 令和6年4月1日から令和6年10月31日まで | 14,701,500円 |
| 合計 | 73,241,300円 |

※上記価格を超える提案は、失格とします。

(5) 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

提案書、見積金額、プレゼンテーション・ヒアリングを審査し、評価を行います。

(6) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 提案募集事務局

〒564-8550

吹田市泉町1-3-40

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室 魅力創造担当

TEL : 06-6384-2145

Mail : kankou@city.suita.osaka.jp

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げるすべての条件を満たす、単一の企業又は2社以上で同条件を満たすように構成される企業連合体とします。なお、提案者又は提案者の構成員は、本プロポーザルにおいて他の提案者の構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市指名停止措置要項（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本市又は三井不動産株式会社の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

3 提案募集の手続き・スケジュール

(1) スケジュール概要

| 項番 | 手続き内容等 | 期間・期限等 |
|----|------------------|--|
| 1 | 募集要項等の公表 | 令和 3 年 6 月 9 日（水） |
| 2 | 募集要項等の配布 | 令和 3 年 6 月 9 日（水）から 令和 3 年 7 月 7 日（水）まで |
| 3 | 現場説明会 | 令和 3 年 6 月 17 日（木） |
| 4 | 参加表明書等の受付 | 令和 3 年 6 月 9 日（水）から 令和 3 年 7 月 7 日（水）まで |
| 5 | 質問書の提出 | 令和 3 年 6 月 9 日（水）から 令和 3 年 6 月 25 日（金）まで |
| 6 | 質問書への回答 | 令和 3 年 6 月 30 日（水） |
| 7 | 参加資格審査結果通知 | 令和 3 年 7 月 9 日（金） |
| 8 | 第 1 次審査（書面審査） | 令和 3 年 7 月 12 日（月） |
| 9 | 第 1 次審査結果通知 | 令和 3 年 7 月 16 日（金） |
| 10 | 第 2 次審査用提案書等の受付 | 令和 3 年 7 月 16 日（金）から 令和 3 年 8 月 10 日（火）まで |
| 11 | プレゼンテーション及びヒアリング | 令和 3 年 8 月 20 日（金） |
| 12 | 選定結果通知 | 令和 3 年 8 月 24 日（火）【予定】 |
| 13 | 契約内容の調整、仕様書の確定 | 令和 3 年 9 月上旬【予定】 |
| 14 | 契約締結 | 令和 3 年 9 月 15 日（水）【予定】 |

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和3年6月9日(水)から令和3年7月7日(水)まで

イ 配布方法

吹田市ホームページに掲載

ウ 配布資料

(ア) 本業務プロポーザル募集要項

(イ) 本業務仕様書

(ウ) 本業務公募型プロポーザル審査基準

(エ) 本業務関係様式等

(オ) 参考資料

(3) 現場説明会

仕様の内容についての説明等を行います。本説明会への参加・不参加は自由です。これにより事業者選定に影響を及ぼすことはありません。当日は募集要項等を配布しませんので、各自持参してください。

ア 日時

令和3年6月17日(木) 14時から15時まで

イ 場所

吹田市役所 高層棟4階 特別応接室

ウ 備考

当日は、各社2名以下での参加としてください。

当施設は商業施設内に所在するため、現地確認が必要な場合は応募者各自で行ってください。

(4) 参加表明書及び第1次審査に係る提出書類

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 会社概要書(様式第2号)

(ウ) 共同企業体届出書(様式第3号) ※共同企業体で応募の場合のみ

(エ) 類似業務等実績書(平成28年度以降)(様式第4号)

(オ) 企画責任者届出及び実績書(様式第4-2号)

イ 提出期間

令和3年6月9日(水)から令和3年7月7日(水)まで

ウ 提出場所

提案募集事務局

エ 提出部数

各1部

オ 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参の場合

土・日・祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 30 分まで

(イ) 郵送の場合

令和 3 年 7 月 7 日（水） 17 時 30 分必着。

封筒の表に「参加表明書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達した記録が残る方法としてください。

カ 参加資格審査結果通知

審査の結果は、令和 3 年 7 月 9 日（金）までに電子メールにより通知し、後日書面により通知します。なお、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知します。

キ 第1次審査通知

審査の結果は、令和3年7月16日（金）までに電子メールにより通知し、後日書面により通知します。また、審査結果は吹田市ホームページでも公表します。

(5) 質問の受付及び回答

本業務の公募型プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

質疑書（様式第 5 号）

イ 提出期間

令和 3 年 6 月 9 日（水）から令和 3 年 6 月 25 日（金）17 時 30 分まで

ウ 提出場所

提案募集事務局

エ 提出方法

持参又は電子メール

(ア) 持参の場合

土・日・祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 30 分まで

(イ) 電子メールの場合

メールに対して受付の返信メールをもって、提出したものとします。

なお、提出期間の最終日の場合は、17 時 30 分までに質疑書を送付してください。

オ 質問への回答

令和3年6月30日（水）17時30分までに、吹田市ホームページ上で公表します。

カ その他注意事項

(ア) 公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しません。

(イ) 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。

(ウ) 吹田市からの質問に対する回答の公表をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とします。

(エ) 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

(6) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に係る提出書類

ア 提出書類

(ア) 提案書（様式第6号）

(イ) 課題

InforestすいたをPRするリーフレットをA4両面で提出してください。

(ウ) 見積書（任意様式）

仕様書「4 業務概要」に記載する項目の明細を明記してください。

(エ) 年次計画書（任意様式）

イ 提出期間

令和3年7月16日（金）から令和3年8月10日（火）まで

ウ 提出場所

提案募集事務局

エ 提出部数

原本各1部とその写し9部

オ 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参の場合

土・日・祝日を除く9時00分から17時30分まで

(イ) 郵送の場合

令和3年8月10日（火） 17時30分必着。

封筒の表に「提案書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達した記録が残る方法としてください。

カ 提案書の作成要領

別紙1「吹田市情報発信プラザ運営等業務 公募型プロポーザル審査基準」に記載する内容について、提案書を作成してください。

(7) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）概要

提案内容の説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日

令和3年8月20日（金）に開催します。なお、開始時間・場所等については、令和3年7月16日（金）までに第1次審査を通過した応募者に電子メールで通知します。

イ 時間配分

応募者ごとに提案書等の内容説明と選定会議の委員からの質疑への回答等、45分程度（プレゼンテーション30分、ヒアリング15分）

ウ プレゼンテーションの実施にあたっての注意事項

（ア）必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。

（イ）プロジェクター等の機器については、本市で準備します。

データを保存したパソコンをお持ちください。

（ウ）プレゼンテーションの出席は5名までとします。

（エ）会社名を特定できるようなバッジ等は身に着けないでください。

（オ）新たな資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明してください。

なお、プレゼンテーション用に補足資料等を追加する場合は、提出した提案を逸脱しないよう十分に注意をしてください。

（8）提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とします。

ア 所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案した場合。

エ 契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合。

オ 本業務のプロポーザルに参加する者又はしようとする者が、事業者募集開始日以降に本市の選定委員会委員及び提案募集事務局員に直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合。

カ 提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合。

キ 公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合。

ク 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。

ケ その他、本市が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合。

（9）辞退について

応募等を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第7号）に記載し、事前に電話連絡をしたうえで提案募集事務局に令和3年8月19日（木）17時30分までに持参又は郵送（必着）で提出してください。

なお、応募等を辞退した者は、これを理由として、不利益な扱いは受けないものとします。

4 審査及び結果通知

選定会議において、別紙1「吹田市情報発信プラザ運営等業務 公募型プロポーザル審査基準」に基づき提案された内容について審査し、契約候補者と次点者を選定します。

なお、応募が1事業者であっても審査し、契約候補者としての適否を判断します。

(1) 審査方法及び留意事項

ア 選定会議において、提出された類似業務等実績書に基づき、書面審査による第1次審査を行い、原則上位4者までを第2次審査の対象者として選定します。なお、第1次審査の点数は、第2次審査に引き継ぎます。

イ 第2次審査は、提出された提案書等の内容について、プレゼンテーション、ヒアリングを行い、審査基準に基づき審査し、契約候補者と次点者を選定します。

ウ 契約候補者の決定方法は、選定会議の各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けをした委員数が多いものを契約候補者とします。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定会議の委員による合議又は多数決により決定します。

エ 契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に提案募集事務局に説明を求めることができます。

オ 審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル審査基準のとおりです。

提出書類が所定の形式に適合しない場合は、減点の対象となることがあります。

カ 応募が1事業者の場合でも審査・選定を行いますが、品質確保の観点から最低基準点を第1次審査、第2次審査とも6割と設定し、各委員の評価点数の平均点が最低基準点に満たない場合、再度公募を行います。

(2) 第2次審査通知

審査の結果は、令和3年8月24日（火）までに、契約候補者には選定通知、次点者には次点者通知、非選定者には非選定通知を電子メールにて通知し、後日書面による通知も行います。また、審査結果は吹田市ホームページでも公表します。

5 契約について

(1) 契約候補者と本業務執行について随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結します。ただし、契約候補者との随意交渉が不調となった場合等は、次点

者との随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結します。

- (2) 原則として契約締結時に提案内容を業務仕様とし採用することを想定していますが、詳細については本市と協議調整のうえ決定します。
- (3) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）第 113 条第 2 項第 2 号の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上とします。ただし、同規則第 115 条の規定に該当する場合は、免除することがあります。

6 その他

- (1) 本業務プロポーザルに参加する者は、本募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げるような他の応募者の迷惑になることを避けるほか、常に善良なる応募者としての態度を保持してください。
- (2) 提案事業者は、契約候補者決定後において、本募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本業務プロポーザルに参加するために必要な費用は、応募者の負担とします。
- (4) 本業務プロポーザルに参加する者のうち、本市の競争入札参加有資格者名簿に記載されていないものは、契約候補者となった場合、速やかに同資格者名簿登載者と同程度の資格を有すると証する以下の書類を提出してください。
 - (ア) 履歴（現在）事項全部証明書（写し可）
 - (イ) 印鑑証明書（写し可）
 - (ウ) 納税証明書「法人税・消費税」（その 3 の 3）（写し可）
- (5) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 契約候補者及び次点者の提出書類の著作権は、本業務公募型プロポーザル参加者に帰属します。ただし本市が本業務のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (7) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定めます。